

日本子ども家庭福祉学会研究倫理ガイドライン

前文

日本子ども家庭福祉学会は、日本子ども家庭福祉学会会員が関わる全ての研究及び研究に付随する活動の一切が、子どもの最善の利益や権利擁護に資するものであるよう、以下に示す研究倫理を常に遵守し、誠実かつ公正であることを求める。本学会は、研究対象者、共同研究者、その他の研究に関わる者に対する、いかなる権利侵害も許容しない。

総則

第1条（目的）

本ガイドラインは、日本子ども家庭福祉学会会員（以下、会員とする）が公正に研究を推進するための研究の倫理的なあり方を示すことにより、子ども家庭福祉学の進歩と普及を図り、子どもと家庭の福祉に寄与することを目的とする。

第2条（適用範囲）

本ガイドラインの適用範囲は、会員が行うすべての研究活動を含むものとする。

第3条（遵守義務）

会員は、本ガイドラインに則り、研究活動において子どもの権利を尊重し、良識と知的誠実さ、倫理が要請されることを自覚して行動しなければならない。

第4条（個人情報及びプライバシーの保護）

会員は、研究活動を行うにあたっては、研究および調査の対象者の個人情報及びプライバシーが守られるように配慮しなければならない。

第5条（倫理的配慮）

会員は、社会に対する責任と義務を自覚し、研究活動を行うにあたっては、倫理的問題が生じる可能性について事前に検討するなど、倫理性を確保しなければならない。また、人を対象とする研究を行うにあたっては、所属機関による研究倫理審査を受けることができる場合は、原則として研究倫理審査を受けなければならない。

各則

1. 研究の実施

第6条（説明と同意）

会員は、原則として、研究および調査対象となる個人、団体・組織、地域等に対して研究の趣旨等を十分に説明するとともに、研究および調査の実施に同意を得なければならない。

2 研究および調査対象となる個人が、同意の判断が困難な場合には、その対象者を保護する立場にある者の同意を得るなど、本人の利益を損なわないよう最大限に配慮しなければならない。

3 とくに子どもを対象とする場合には、子どもの年齢及び発達の程度に応じた方法で、研究の趣旨等を十分に説明するとともに、研究および調査の実施に同意を得るよう最大限に配慮しなければならない。

第7条（剽窃・捏造・改竄の禁止）

会員は、研究活動を行うにあたっては、他者の研究成果を剽窃したり、調査データなどを偽造・捏造あるいは改竄する行為をしてはならない。

第8条（引用）

会員は、研究活動を行うにあたっては、先行業績の引用を適切に行い、自説と他説とを峻別しなければならない。

第9条（二重投稿の禁止）

会員は、研究成果を原著論文等によって公表する際には、二重（多重）投稿をしてはならない。同じデータ・事例・資料等に基づいてすでに自身および共同研究者が公表された研究成果の一部を修正して発表する場合は、その旨を明示しなければならない。

第10条（利益相反への対応）

会員は、研究活動を行うにあたっては、研究の公正性、信頼性を確保するため、利害関係が想定される団体等との関わり（利益相反）について適正に対応しなければならない。

第11条（研究資金の適正な活用）

会員は、研究資金を用いて研究する場合、研究資金の供与機関の定める執行要領等を遵守し、研究目的に合わせて適正に取り扱わなければならない。外部資金を用いて実施した研究成果を公表する際には、外部資金を用いた旨を成果物に明示しなければならない。

第12条（共同研究）

会員は、共同研究の組織化およびその運営にあたっては、民主的かつ健全に取り組まなければならぬ。

第13条（研究成果の公表）

会員は、研究によって得られた成果の公表にあたっては、その社会的意義および社会的影響に十分分配慮して、会員としての責任を自覚して実施しなければならない。共同研究の成果の公表にあたっては、共同研究の成果の全部または一部を、他の共同研究者の同意なく単独で公表することは慎まなければならぬ。

2. ハラスメントの禁止

第14条（ハラスメントの禁止）

会員は、研究活動において、いかなるハラスメント行為もしてはならない。

第15条（誹謗中傷の禁止）

会員は、対象を特定し、もしくは特定せずに、不当な誹謗中傷を行ってはならない。

3. その他

第16条（相談窓口）

研究倫理に関する相談窓口は別途定める。

第 17 条（ガイドラインの変更）

このガイドラインの変更は、理事会の決議を経なければならない。

附則

1. 本ガイドラインは、2025 年 4 月 1 日より施行する。